

## イ・イ紛争終結とその後—ホメイニー師 の「ジレンマ」に寄せて—

吉 村 慎 太 郎

### I. は じ め に

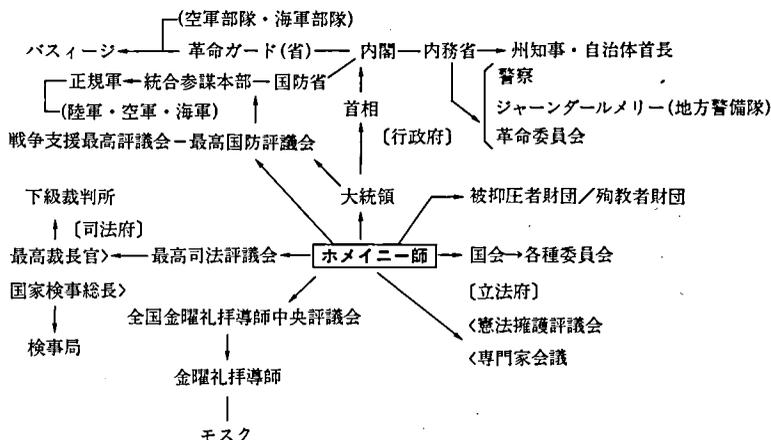
1979年のイラン革命の達成から10年が経過した。この10年間にはイランをまさしく中東の「台風の眼」とした様々な事件がこの国で続発したが、それらは基本的にその革命の本質的諸性格より規定されるものであった。例えば、在テヘランの米大使館占拠事件（1979年11月4日—1981年1月20日）に端を発した対米関係の断絶、イラク軍の侵略（1980年9月22日）によるイ・イ紛争の勃発はイラン革命が有した「反帝国主義イスラム」革命という性格と無関係ではなからう。又、国内的には79年4月にイスラム共和制の採用が決定され、国家建設の第一歩が踏み出されたが、バーザルガーン暫定政権（79年2月5日—11月6日）は文字通り暫定で終わり、国民投票で圧倒的支持を得た共和国憲法発布後、新たに政権を担ったバニーサドル大統領（80年1月25日—81年6月10日）は与党イスラム共和党（IRP）との権力闘争に敗れ、イラン国外に去った。81年6月28日にIRP本部が爆破され、その後もイランの政治危機を象徴するテロ事件が国内で頻発した。イラン革命がそもそもパフラヴィー王政打倒を運動参加の最大公約数とした革命諸勢力による闘争の帰結である以上、革命達成後の諸勢力間での権力闘争の激化は必然的なものであった。<sup>(1)</sup>

一方、最高指導者ホメイニー師を中心とするイラン政府指導部はこうした対外的・国内的展開を権力基盤の強化に巧みに利用した。そこでは、ホメイニー師の「ヴェラーヤテ・ファギー（イスラム法学者の統治）」<sup>(2)</sup>を基

本理念としたイスラム共和体制の「純化」と護持が図られ、イ・イ紛争や対米闘争の継続姿勢もその目的のために積極的に活用された。83年4月にトゥーデ党（イラン共産党）をソ連の「スパイ組織」として弾圧し、これにより事実上脅威となる政治勢力を排除することに成功したイラン革命政権は以後、「ヴェラーヤテ・ファギー」に依拠した国家建設を将来的展望をもって実施していくことになる。その政策の一貫が1985年11月の専門家会議によるモンタゼリー師の最高指導者後継者の任命でもあった。

ところで、ホメイニー師は共和国憲法第107条に規定されているように、「最高の宗教権威者（マルジャエ・タグリード・模倣の源泉）及び革命指導者」であり、同師を頂点とするイラン革命政権の権力機構は図1のように示されよう<sup>(3)</sup>。しかし、ここでの同師の位置づけは無論、前パフラヴィー国王の独裁と等置すべきものではない。内閣や議会が形骸化され、軍隊の左官クラスの任免権まで一手に掌握していたと言われるパフラヴィー独裁王政と異なり、宗教権威に支えられたホメイニー指導体制はむしろ司法、行政、立法の三権及び革命諸機関の間での「調停者」としての、或いは「バランス・メーカー」としての役割を同師が担うことにより維持・発展して

図1 イランの権力機構略図（1987年段階）



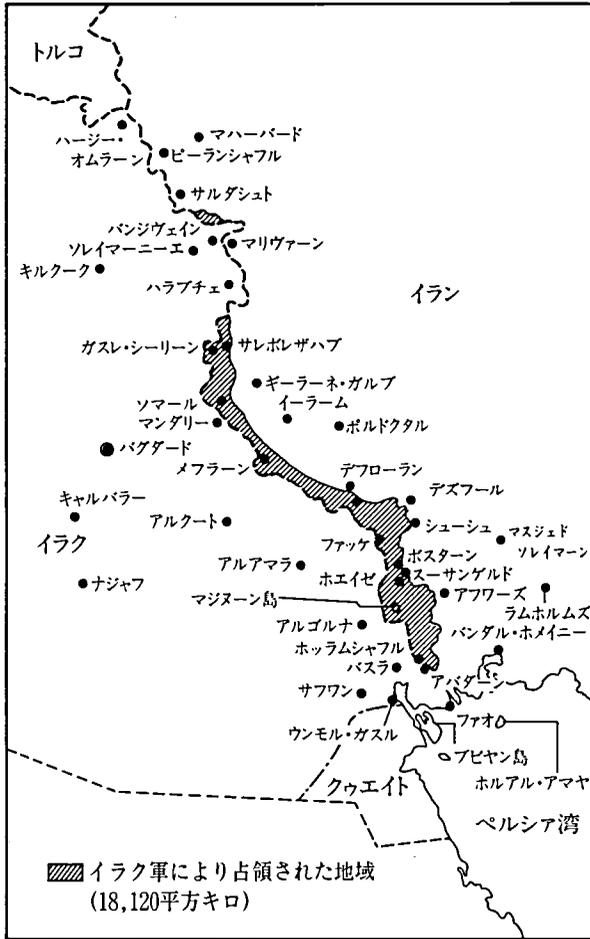
きた体制であった。つまり、下部組織の自律性を重視し、重大な国内対立を招く恐れのある問題が生じた際にのみ、その強権を発動するというのがホメイニー師の統治に認められる特徴であった。<sup>(4)</sup>かかる自律性を重視したからこそ、ホメイニー師は下部組織から提起される様々な重要な問題を大所高所から検討し、最終的決定を下していかなければならないという状況、言い換えれば「ジレンマ」にも直面せざるを得なかったと考えられるのである。

小論は、こうした意味でのホメイニー師の「ジレンマ」に注目しつつ、最初にイ・イ紛争の継戦・停戦問題を取り挙げ、イランによる停戦決議受諾へのプロセスを1987年以降のその国内的・対外的動向から検討していく。次に、「戦後復興問題」をめぐる革命政権内部の対立関係も上記の「ジレンマ」に関わる問題として検討し、最後にポスト・ホメイニー体制の持つ問題点を指摘することとした。<sup>(5)</sup>

## II. イランの継戦政策と「孤立化」状況

1980年9月から開始されたイラクとの戦争は漸く88年7月、イランが安保理決議598号を受諾し、8月20日に国連軍事監視団 (UNIMOG) が両国国境沿いに配備された結果、同日より停戦がイ・イ両国間で成立した。<sup>(6)</sup>周知の如く、この和平に至る道程は極めて長く、その過程で多くの人命を犠牲にしている。紛争開始当初の段階でイラク軍はイランとの国境1,158キロのうち480キロに渡って攻撃を開始し、ホッラムシャフルを始めとするイラン領18,120平方キロを占領した(地図1参照)。しかしその後、イラン側は革命ガード、正規軍、及びバシーージ(志願兵)を主力として81年9月からのサメノル・アエンメ作戦で占領地の解放に転じる。そして、82年5月のペイトル・モガッダス(エルサレム)作戦ではフーニンシャフル(血ぬられた都市)と名を改められたホッラムシャフルを奪回、同年10月までには13,000平方キロを解放することに成功した。以後イラン軍によるイラク領への逆侵攻の段階へと突入する。

地図1 イ・イ両国国境地帯



その後87年までの軍事的推移を詳細にここで扱う余裕はないが、そこでの展開は次のように概括することができよう。即ち、陸上戦闘でのイランの軍事的優勢に直面したサッダーム・ホセイン率いるイラク・バース党政権はタンカー・石油施設攻撃及び都市空爆に訴え、継戦姿勢をとり続けるイランの経済的動脈を絶ち、更にペルシア湾への戦火拡大によりイランを停戦交渉のテーブルに座らせる国際的環境を創出しようとした。しかし、

これに反発したイランはイラクに同様の報復攻撃を加えつつ、更にバース党政権を弱体とみなして北部、中部、南部で戦線を拡大、陸上軍事作戦を継続していく。だが、こうしたイランの軍事的優勢もキャルバラー第4(86年12月25日発動)、第5(87年1月9日)両作戦の失敗で、大きな転機を迎える。イラク南部の要衝で、首都バグダードと街道で直接結ばれるバスラ包囲・占領を最終目標とした同作戦では、イラン側に3万以上の死傷者を出し、再度大規模攻勢を行う国力はイランには最早ないとまで言われた。同作戦を実質的に指導したラフサンジャーニー国会議長(当時)も戦争の最終的勝利をイラン暦1366年末(88年3月20日)まで延期せざるを得ないことを認めている。<sup>(1)</sup>

1987年4月から約1年間に、イランはメイマック、ゾベイダット、ソレイマーニーエ等、主として中部、北部戦線でイラク領クルド反体制派(主力は「イラク・イスラム革命最高評議会」とも共同して「ナスル」、「ファトフ」と言った合計23)にものぼる一連の新たな軍事作戦を展開した。しかし、これらは全て上記キャルバラー第5作戦と比較し、小規模攻勢にとどまり、又イラク軍による化学兵器を駆使した反撃に遭遇し、戦局は膠着状態に陥った。こうした状況下、87年中頃からイラン指導部は戦況の立て直しと共に、国民の厭戦感と政府批判の拡大を予防する新政策を採用する。そのひとつが7月19日のホメイニー師からの指示に従い、開始された高値売り・買い占め業者摘発キャンペーンである。これは従来司法部にあった処罰権限(ターズィーラート)を本件に関して行政府に委譲する特別措置であって、同23日には直ちにケルマーンの50のアスナーフ(同職組合)が閉鎖された。インフレ抑制、生活基本物質(22品目)の価格固定化、配給クーポンに関わる不正行為及び不正外貨・リヤール売買の取締りもこの処罰権限との関連で強化された。8月5日の閣議で、ムサヴィー首相は規制品目の価格が過去数週間で32.5%まで下落した旨このキャンペーンの成果を発表し、更に88年1月5日までに価格統制品目を47品目にまで拡大していく。しかし、同年5月にはムサヴィー首相はインフレ率が平均70%越

えていることを認めざるを得なかった。<sup>(8)</sup>戦時下での決定的外貨不足と慢性的物質の不足によるインフレ拡大はこうした政府権限の強化・取締り政策だけで解消できるものではなかった。

これに続いて、動員体制の強化と所謂「財政ジハード（聖戦）」政策が直接イランの継戦方針と関わるものとして実施される。それは後述する米国のペルシア湾への直接介入という新たな状況に直面し、11月5日からの1週間を「反米団結週間」（11月4日は米大占拠事件記念日）として動員体制の強化が強く叫ばれる中、同12日にホメイニー師より「戦争遂行は他の如何なる国内政策よりも優先されるべし」との書簡が発出されたのを受けて発表される。まず、13日に戦争支援最高評議会は10項目からなる大規模国民動員令を発表し、その中で戦闘能力のある者は戦場へ、戦闘能力のない者は財政援助を行い、芸術家は「聖戦文化」の拡大、科学者・技術者は自らの知識を戦争に役立て、又宗教関係者は兵士の士気の鼓舞にあたる等の方針を打ち出した。<sup>(9)</sup>そして、この動員令を具体化した政策が同16日、ハーメネイー大統領より明らかにされる。その内容は、1）ひとりの兵士を3ヶ月間扶養するのに必要な20万リヤールの財政支援の国民（非戦闘員）への要請、2）全政府職員20%の戦場派遣、3）大学生への自発的志願の要請というものである。1）については逐次献金額が新聞で報道され、12月6日までに7万名、同20日までには更に29,000名の兵士を3ヶ月間戦線に派遣し続ける額が献金されたと報じられた。しかし、このような「財政ジハード」はそもそも単なる「要請」であつたにもかかわらず、国民の「筆筒預金」までも強制的に徴収する革命機関の行き過ぎた行為を生み出し、国民の強い反発をかった。それ故、ムサヴィー首相は87年11月27日に、「財政ジハード計画参加は強制力を伴うものではなく、あくまで国民の財政能力と宗教的義務感に基づいて実施されるべきである」と、改めて声明を発表することも余儀無くされている。

又、上記2）については公務員だけでなく、製造、ギルド、農業、サービス業関係幹部に対して被雇用者の上限20%の戦場派遣を要請する回状が

その後11月21日に、サルハディー・ザーデ労働社会相より発出された。更に、3)についてはイラン暦1362年と63年(83及び84年度)及びそれ以前に大学に入学した3, 4学年の学生に対して、大学院生に関しては第2学年生に対してそれぞれ7ヶ月間(1ヶ月間の軍事訓練, 6ヶ月間の前線派遣)の軍隊勤務を義務づける半強制的措置が文化高等教育相次官から発表されている(11月23日)。半強制的とは、各大学における学業継続の許可及び各課程の卒業証書の発行が7ヶ月の軍隊勤務の修了証明書の提出をもってのみ可能とされたからである。同27日、モフセン・レザーイー革命ガード総司令官はこの新動員計画に従い、既に300万人が登録済みであり、今後更にその数は500万から600万に増大し、必要時には10万から50万の兵力を戦線に投入できると発表している<sup>(10)</sup>。この数字の真偽はわからないが、石油収入に依存した国家予算に限りがある中で、バシージ動員を強化すればするほど、戦費の捻出は「財政ジハード」政策に見られる国民への経済負担の一層の拡大を伴い、国民の厭戦感と不満を蓄積する。継戦政策は革命政権にとって紛争初期段階での外敵に対する国民の団結、支持基盤の強化という意義を失い、この時期は国民の反政府的不満の拡大による政権危機要因へとその姿を変えかねない状況にあったとも言えよう。

以上の政策が採用された背景には、同じく87年から生起した重要な国際的展開がある。それはまず、7月から開始されるペルシア湾への米国の直接的軍事介入であった。82年からのイラクによるタンカー攻撃の開始、それに対するイラク関係船舶へのイランの報復攻撃がその後徐々に激化していたが、そうした中、自国のタンカー・貨物船に甚大な被害を受けていたクウェイト政府は87年5月始め、湾岸諸国歴訪中のマーフィー米国務次官補に米海軍によるタンカー護衛計画実施を要請した。これを受けて、7月22日に9隻より構成される米国海軍艦艇がホルムズ海峡を通過、同計画が実施されるが、これはペルシア湾がまさに米海軍とイラン軍との一触即発の交戦の場に移行したことを意味した。9月21日、米戦闘ヘリコプターが「機雷を敷設していた」ことを理由としてイラン艇「アジル号」を攻撃し

たが、かかる事件の発生は予想されたところであり、米国はイラン革命政権にとって単にスローガン（「米国に死を」）による攻撃目標以上の脅威のある存在となった。イランにすれば、タンカー攻撃を開始したのがイラクである以上、これに報復することは一つの「論理」であるに違いなく、又日産25万バレルの石油を秘密裡に輸出し、<sup>(41)</sup> サウディ・アラビアと共にイラクの戦費の一部を負担するクウェイト政府の要請でペルシア湾に作り出された米国の軍事プレゼンスは、一方的にイランによる報復という「正当なる権利」を奪い去る米国政府の侵略的姿勢と理解された。米国との直接交渉の場を持たないイランはこうした立場から、米国のペルシア湾介入が紛争の拡大に帰結する危険性を説くと共に、域内諸国によるペルシア湾の利益と安全の確保が可能であること、更にイラクとの交戦に伴う米国艦船の被弾の責任が米国そのものにあること等を国連をはじめとする国際機関に訴えるしかなかった。それに並行して、イラン側は機雷掃海艇を繰り出し、独自のペルシア湾の安全航行確保に向けての努力を行い、大国の介入が不必要であることを域内諸国に印象付けようと試みている。

イ・イ紛争がこのように米国の介入した国際紛争との性格を強め、米・イラン直接対決の様相も濃厚となる一方で、87年7月31日にメッカで発生したイラン人巡礼者殺傷事件はこの性格を更に強化し、イランの国際的孤立化を助長していった。イラン政府は同事件がその日、予定されていたイラン人巡礼者の集会にサウディ軍、イラク傭兵、更にイスラエルで訓練を受けたエジプト・コマンド部隊が銃撃を加えた蛮行であり、その結果イラン人側に死者322名、負傷者5,000名以上が出たと主張した。他方、サウディ政府の主張はサウディ治安部隊の介入は認めたものの、それはあくまでデモ行進を強行しようとしたイラン人巡礼者と他の巡礼者間の衝突を鎮静化しようとしたもので、その際に一切の発砲行為はなかったとして、イラン側主張と真っ向から対立した。ハーメネイー大統領（当時）は翌8月1日に早速緊急閣議を開催し、この事件が「イスラム史上未曾有の惨劇であり、最近のペルシア湾における大敗化を糊塗するために、米国が仕組んだ

陰謀であることに疑いの余地はない。よって、本件の第一の責任は米国に帰せられるべきであり、共犯者のサウディ政府も同様である」と発表した。又、テヘランではこの惨事に激昂したイラン人数百名がサウディ、イラク、クウェイト、仏大使館に乱入、放火し、又同館員に暴行をはたらく事件も発生している。その後、しばらく沈黙を守っていたホメイニー師も8月23日、「たとえサッダーム政権を許したとしても、メッカの（イラン人巡礼者殺傷）問題は許すことはできない」としてその問題の重大性、特異性を提起し、イスラムの聖地メッカの神聖を汚したサウディ政府を厳しく糾弾した。それにもかかわらず、イラン側のその後の対応は在仏・イラン大使館員拘引事件に端を発した仏・イラン外交関係断絶（87年7月17日）とは余りに対照的であった。イラン政府が本件に関し、国内的に極めて激しい批判を行いつつも、対サウディ外交関係断絶を強行しなかった背景には、無論聖地メッカの管理権を有するサウド王家のイスラム世界における宗教的、政治的影響力を考慮したものであったが、継戦政策に固執する余り拡大しつつあった国内の軍事的、経済的苦境と新たな国際的展開がイラン指導部をしてかかる措置に訴えることを押し止めた一因でもあろう。

このメッカ事件に先立つ7月20日、国連安保理で決議598号が全会一致で採択された。イ・イ紛争開始当初より安保理は「紛争の平和的解決を呼びかける」決議479号（80年9月）を皮切りに、以後5回にわたり停戦決議をイ・イ両国の前に提示してきているが、イラクがこれらを受諾する意向を表明したのに対して、イラン側はこれに拒否回答を与えてきた<sup>(12)</sup>。その理由の根本には、「侵略者の認定と処罰」という一貫したイラン側の主張とそれら決議内容の明らかなギャップがある。決議540号（83年10月）では、戦争原因の客観的検証が盛りこまれ、又決議582号（86年2月）では「戦争を引き起こした最初の行動」、「紛争の拡大、特に他国領土への侵攻、純文民居住地域への爆撃、第三国船舶及び民間機攻撃、化学兵器使用など」を非難する条項がイラン側の主張を汲んで挿入されたが、イランにとっては少なくとも侵略者がイラクであることは自明であって、だからこそこの

紛争は「押し付けられた戦争 (JANG-E TAHMIL)」とも呼称される。こうした認識のずれは以下の内容を持つ決議598においても認められる。

- 1) 即時停戦と国際的に認められた国境線への撤退
- 2) 国際連合監視団の派遣
- 3) 捕虜の本国送還
- 4) 双方が受諾可能な、全ての未解決問題の解決達成のための国連事務総長による調停努力の継続
- 5) 他の全ての国の紛争拡大行為の自制
- 6) 中立機関への紛争責任調査の付託
- 7) 再建への国際的援助の実施

•  
•

#### 10) 本決議遵守を確保するための追加的措置の審議<sup>(13)</sup>

この決議598で特に注目すべき点は第6項の紛争責任の調査のための中立機関の設置であり、イラン側の要求を認めた条項であった。それにもかかわらず、イラン側の見解は一様に、本決議が「米国の影響下に作成された不公正な決議」として否定的であった。例えば7月21日、ヴェラーヤティ外相は「今次決議はイランとの一切の協議がなく、ペルシア湾とイラクによる紛争拡大行為を一括し、紛争開始国としてのイラク批判が盛り込まれておらず、第5項の内容は米国の域内軍事プレゼンスの増大という現実と矛盾する等の諸点で極めて公正を欠いたもの」と批判した。その他政府指導者も基本的に同決議がこのままでは受け入れられないとの立場を繰り返している。7月22日、ラジャイー・ホラーサーニー在国連・イラン臨時大使はイランとしては「受入れも拒否もしない。本決議が如何に実施されるかを見守る」と発言し、これが以後決議598号に対するイランの公式の立場となる。その日、早速同決議の受諾を決定したイラクと対照的に、イランのかかる不明瞭な回答に対して、米国は上記第10項に基づき直ちに武器禁輸を含む制裁措置を実施すべきとの姿勢を打ち出している。これに

対して、7月27日にラフサンジャーニー国会議長は「イランは武器、スペア・パーツの自国生産が可能であり、この措置により打撃を受けるのは逆にイラクである」と述べ、こうした制裁措置に決して屈しないイランの対決姿勢を示した。

このように、1987年はイランにとって継戦政策への固執から国内においては経済的・軍事的諸矛盾が表出し始め、又国際的には米国のペルシア湾への直接介入、安保理598決議の採択、更にメッカ事件の発生というように、イランの国際的孤立化傾向と共に、停戦への国際的圧力が急激に強化された1年であった。かかる展開に対して、ホメイニー師を初めとするイラン革命政権指導部は決して強硬姿勢を崩さなかったが、しかし継続的な小規模軍事攻勢に紛争終結の命運を託さざるを得ない状況に追い込まれていたことも事実であった。こうして、紛争の行方はイランに停戦決議受諾を迫る国際環境が創出された中で、その軍事的主導権がサウディ・アラビア、クウェイトそして米国の支援を直接・間接に受けたイラクへと移行する、紛争の最終局面を迎えることになる。

### Ⅲ. 停戦決議受諾の背景

88年2月29日よりイ・イ紛争は新局面を迎える。それに先立ち、イランは1月12日からイラク領ドフーク県でのザファル第5作戦に続き、15日からソレイマーニーエでベイトル・モガッダス第2作戦を実施、更に2月26日には同じソレイマーニーエ地区でザファル第6作戦を展開し、サッダーム大統領特別守備隊が北部戦線に移動せざるを得ない軍事的圧力をイラク側に加えることに成功した。特に、ベイトル・モガッダス作戦の戦果は比較的大きく、イラク領130平方キロを占領し、イラク軍4,000名以上を死傷、約1,000名を捕虜とした。こうしたイランの連続的軍事攻勢と心理的圧迫から、イラクは87年8月に地対地ミサイル「アル・フセイン」の国産に成功し、着々とその準備を進めていた「ミサイル都市戦争」の実行を決断したと考えられる。この紛争におけるミサイルの使用は既に82年秋からあっ

たとはいえ、それはあくまで空爆の補助攻撃としてのものであり、2月29日からのイ・イ両国間でのミサイル攻撃の応酬はその比ではなかった。イラクからミサイル攻撃停止が公式に発表される4月20日迄の約2ヶ月間に、イラク側より180発（内テヘランに133発）のミサイルがイランの6都市に向け発射された。イラン側はこれに対して、「戦争の決着は戦場で」として都市攻撃に反対する原則的立場を表明し、国連を初めとする国際機関にこの「大国の支援を受けたイラクの蛮行」を非難するように声明を繰り返しつつ、報復として計74発（バクダードに57発）のミサイル攻撃を実施した。しかし、ミサイル攻撃合戦におけるイランの劣勢は誰の目にも明らかであった。

この間3月2日に、ホメイニー師は殉教者遺族との会見でイラクによる対テヘラン・ミサイル攻撃に言及し、「西側諸国の誤りはイラン国民がミサイル攻撃を恐れていると考えていることである。これは逆に国民の継戦決意を強化する。（中略）国民は殉教を求めているのであり、殉教手段がミサイルであろうと戦車や銃弾であろうと、何ら変わりはない」と表明した。又同12日には、ラフサンジャーニー国会議長はテヘランに着弾したミサイルが射程をのばすために改造を加えられたソ連製ミサイル（スカッドB）であったとしてソ連を名指しで非難しつつ、「世界はイラクが崩壊に一步近づき、イランが勝利に一步近づいたことを数日後に目撃しよう」と述べ、更にイラン戦争情報本部も「イランに残された唯一の道は侵略者の根絶と域内での恒久的正義の確立までの継戦であり、必ずやイラン暦新年に向けて大勝利を国民の前に示すことができよう」と宣言した。しかし、こうしたイラン指導部の強硬な継戦・報復姿勢に基づく陸上軍事攻勢、即ちソレイマニーエ地区でのザファル第7作戦（3月13日）、ペイトル・モガッダス第3作戦（同14日）、ヴァルファジル第10作戦（同15日）はシアン・ガス、マスタード・ガス、神経ガスといったイラク軍の化学兵器無差別使用の前に完全に封じ込められた。<sup>(14)</sup>その余勢をかって、イラク軍は更に4月18日にファオ、5月25日にシャラムチェ（バスラ東方）を奪回して

いく。

5月29日の第3期国会開会式で、ホメイニー師は「戦争での浮き沈みはイスラム初期の歴史にもあったことである。イランには今後も国民の支持を得て聖戦を継続し、確固たる決意で弱体な敵を攻撃しよう。そして、戦争の運命を交渉ではなく戦場で決し、勝利の栄誉を獲得しよう」旨表明し、<sup>(15)</sup> 継戦の意欲を確認し、国民の士気の鼓舞に努めた。又、6月3日にはホメイニー師はハーメネイー大統領からの推薦に基づき、ラフサンジャーニー国会議長を国軍最高司令官代理に任命し、「懸案であった武装勢力を統括する統合司令部の設置及び効率的兵力の運用」にも意を用いている。<sup>(16)</sup> しかし、その後も6月19日にメフラーン（中部戦線）、同25日にマジヌーン島（南部戦線）、7月14日にハージー・オムラーン（北部戦線）が相次いでイラク軍により奪回された。これによりイランは数年がかりで占領した地域をわずか数ヶ月でことごとく失ったのであり、それは惨憺たる軍事的敗北であった。

こうした軍事的打撃は国内状況から、或いは外交面で先に光明が見出せれば、取り返しのつくものであろう。しかし、国内的にはミサイル都市攻撃を経験して、一層国民の厭戦気運は高まっており、経済的にも悪化していた。動員面では、確かに大量のバスイージを前線に配置することは可能であったが、彼らはわずか1ヶ月の軍事訓練を受けただけであり、化学兵器を多用するイラク軍の前には「烏合の衆」でしかなかった。加えて、イラク軍の攻勢が一方で、88年4月18日に発生した米海軍によるイラン石油プラットフォーム攻撃とほぼ並行して行われた結果、それはイラン側に「米国によるイランへの宣戦布告」として位置付けられるほどの衝撃を与えた。そのうえ更に、4月26日にはサウディ政府から「過去の敵対的活動」を理由に一方的な外交関係の断絶が通告された。又、5月6日よりレバノンの西ペイルート郊外でシリアとイランのそれぞれ影響下にあると言われたシーア派武装組織アマルとヘズボッラー（神の党）が交戦を開始、中東諸国の中で数少ないイラン寄りの立場にあったシリアとの関係に陰りが見え

始めると共に、同9日には対米対決路線で協調していたリビアも対イラク外交関係再開を表明している。こうしてイランは軍事的敗北を重ねつつ、加えて国際的にも徐々に「四面楚歌」へと追いこまれていった。

上述のような状況は、それまでにホメイニー師指導下で少なくとも公式に戦争政策、或いは継戦政策に対して疑問を提示することのなかったイランの政治勢力にインパクトを与える結果となる。5月9日付けのペルシア語新聞『レサーラト』紙は論説記事を掲載し、次のような論点の戦争政策批判を展開した。第一に、これまでの戦争政策は戦争の継続を可能にするのみで、最終的勝利をもたらすものではない。現在必要とされるのは可能な限り短期間のうちに最終的勝利を獲得するための計画である。第二に、最終的攻勢の呼び掛けに応じて多数の若者がバスイージに参加してきたが、この兵力も戦争継続のためにしか活用されていない。かかる事態が繰り返され、しかも兵力が有効に活用されないとすれば国民の熱意も減少する。第三に、経済情勢の観点からも一部の富豪を除く全イラン国民は非常に困難な生活を強いられており、過去の預金などの蓄えを食い潰しているのが現状である。従って、経済的に余裕のあるうちに最終的勝利のための方策を検討すべきである。第四に、戦争は特別な生活環境を国民に強いるものであり、戦争の長期化は更に多くの矛盾を生み出すことになる。

『レサーラト』紙はアヤトッラー・アーザリー・ゴミー師を編集責任者とする「保守派」系の新聞であり、基本的にはゴム神学校とバーザール商人層を支持基盤としている。かかる論説を掲載した背景には、87年11月以来の大動員計画実施によってそうした「保守派」系の支持基盤が蒙った多大な人的・経済的被害があったと思われる。動員計画第7項に従い、ゴム神学校協会から約4万名にのぼる神学生、ウラマーが戦場に派遣されていたが、うち8,000名以上が死傷していた<sup>(17)</sup>。又、「財政ジハード」政策で革命機関（革命委員会、革命ガード）による献金強要の対象とされ、最も経済的被害を受けたのはバーザール商人層であったと言われている。こうした「保守派」支持層からの反発は更に、国連での交渉による停戦問題に関す

るイラン政府内部の認識の相違に発展する。それが最も明確になるのは、モフタシャミー内相及びその後のハーメネイー大統領発言である。6月6日、モフタシャミー内相はイラクによる武力侵略に対する政治的解決、特に決議598に基づく和平努力を完全に否定し、そうした努力自体サッダーム政権の打倒を前提としたホメイニー師の基本戦略とも矛盾しているとの見解を明らかにした。これに対して、ハーメネイー大統領は4日後の金曜礼拝で名指しは避けたものの、かかる発言に対して激しい批判を加え、外務省の活動を擁護しつつ、「イランの目的は領土の獲得ではなく、正当な権利を回復するところであり、その目的達成のためには戦争努力と並行して外交を展開することも必要である」との立場を明確にした。

このような国連を通じた停戦・和平問題をめぐる指導者間の意見対立はホメイニー師の直面したもう一つの「ジレンマ」としての「保守」対「改革」の対立構造を反映しており、ここでこの問題について若干検討しておく。冒頭に述べたように、83年に基本的にイスラム共和体制に脅威となる政治勢力は排除されたが、その後戦時経済政策の遂行との関連で「改革対立」はイラン内政の展開を特徴付けてきた。「保守派」とは、「シャリーア（イスラム法）」を自らの至上の価値規範とし、特にそこでの私有財産制の不可侵に基づき、自由な国民の経済活動を支持するグループであって、政権内では国会で可決された法案がイスラム法に抵触するか否かを審議する権限が与えられた憲法擁護評議会に基本的に代表される。これに対して、「改革派」（「急進派」を含む）は何よりもホメイニー師の指示に基づき、「被抑圧者（モスタザファーン）の救済、社会的公平の実現」を重視し、それ故に経済については国家による統制の必要を提起するものであり、基本的には政府及び国会内にその発言の基盤を置いている。この両者の対抗関係は例えば、1987年段階で、それまで国会が可決した流通法案、外国貿易法案、市街地法案を含む全法案の48パーセントが憲法擁護評議会により否決され、内政上の重大な問題となってきた。<sup>(18)</sup>

先述した87年のメッカ事件、ペルシア湾への米国の直接介入といった展

開とそれに伴う動員体制の強化はこうした対立関係の中で、「改革派」の勢力伸張をもたらす。そこでは政府権限が強化され、何よりもこの緊急事態を乗り切るため政府の施策が要請されたからである。これに対して、「保守派」の利益を代弁したのが、ハーメネー大統領であって、その中で特に10月以降の金曜礼拝・第一部説教（ホトベイェ・アツヴァル）における同師の発言はその立場を如実に物語っている。彼は西欧資本主義、社会主義との比較において、「イスラム自由経済」推進の必要性を説き、政府の役割を「経済的自由が腐敗及び他の人々の自由の侵害の原因とならないようにするための管理・指導」に限定する発言を行っている。又、「改革派」、特に「急進派」から最大の批判の対象とされたパーザール商人について、ハーメネー大統領は次のように弁護する。

「革命当初からあるグループによって広められた考え方に、パーザール商人に対する侮辱、悪口があり、実際ハッジ・パーザリー（メッカ巡礼経験のあるパーザール商人）は侮辱的に用いられるようにさえなった。しかし、パーザール商人といっても二種類あり、中には敬虔で善良かつ革命的なパーザール商人もいる。彼らも商取引に従事しており、パーザール商人であることが罪悪ではない。マルクス主義では、事業を行い、個人資本を用いて売買を行うことは商品価格の高騰を導き、結果的に被抑圧者にとって犯罪行為と見なされようが、イスラムではそうではない。（中略）ましてや、パーザール商人は革命のために最も大きな貢献を行っている。今日でも、多かれ少なかれ不信心で実際反革命的な人間が国内にいるが、商行為に従事することは罪ではなく、反革命分子の存在とは無関係である」<sup>(19)</sup>。

上記の如きハーメネー大統領発言は十分に「改革・急進両派」を意識した「保守派」の側に立つものであり、それは政府権限の拡大傾向と共に優勢となる「改革派」支持のホメイニー師の見解に逆行するものでもあった。そして88年1月1日の金曜礼拝の説教において、ハーメネー大統領が一連の政府権限の強化策（「ターズィーラート」権能の政府委譲、87年

12月27日のホメイニー師による社会・経済・家族・都市その他全般的問題への政府介入権の承認)を例に引きながら、「しかし、ホメイニー師の真意は政府権限と言えども本来無制限ではなく、賃貸・商業取引等に関するイスラムの伝統的制度の枠から逸脱してはならないというものである」と述べたことで、決定的にホメイニー師の反発をかうことになる。6日、ホメイニー師は同発言に関する書簡を発出し、最高指導者としての見解を次のように明らかにする。

「先般のハーメネイー大統領発言は政府の権限もイスラムの原則の枠内においてのみ有効であるとの解釈を示し、イスラム政府の権限は神が預言者に与えた最高の権限であるとの立場に同意しなかったと考えられるが、これは自分の真意とは全く異なる。(中略)政府の統治権限はイスラム諸法の中で至上のものであり、礼拝、断食、巡礼などイスラムの最も基本的原則より更に優先される。政府は必要とあれば、道路建設のために民家もモスクさえも取り壊すことができるだけでなく、仮にイスラムの国家利益に反すると判断されれば、民間人との合法的契約も一方的に破棄することも可能である」。

このように、ホメイニー師は自らが最高権者であるイスラム政府の統治権限をイスラムに定められた「第一規範 (AḤKAM-E AVVALIYE)」よりも優先するとの立場を示し、それを「第二規範 (AḤKAM-E ŠĀNAVIYE)」に位置付けたハーメネイー大統領の見解に反論を加えたのであり、これが政府指導者間の激しい意見対立を引き起こしかねない重大な問題であることは充分承知していた。それは同書簡で、「現下の非常に重大な情勢において、かかる争いが乗じることは好ましいことではなく、ただひたすら沈黙を保つことが最良の方法であったとも考える」との前置きにも認められ、又同11日に早速ハーメネイー大統領の名誉の回復を図る書簡を公表していることにも示されている。ともあれ、このホメイニー裁定が政府権限を極力拡大・強化し、その上でサッダーム政権打倒までの継戦を推進しようとする、モフタシャミー内相、ムサヴィー首相、ホエニハー

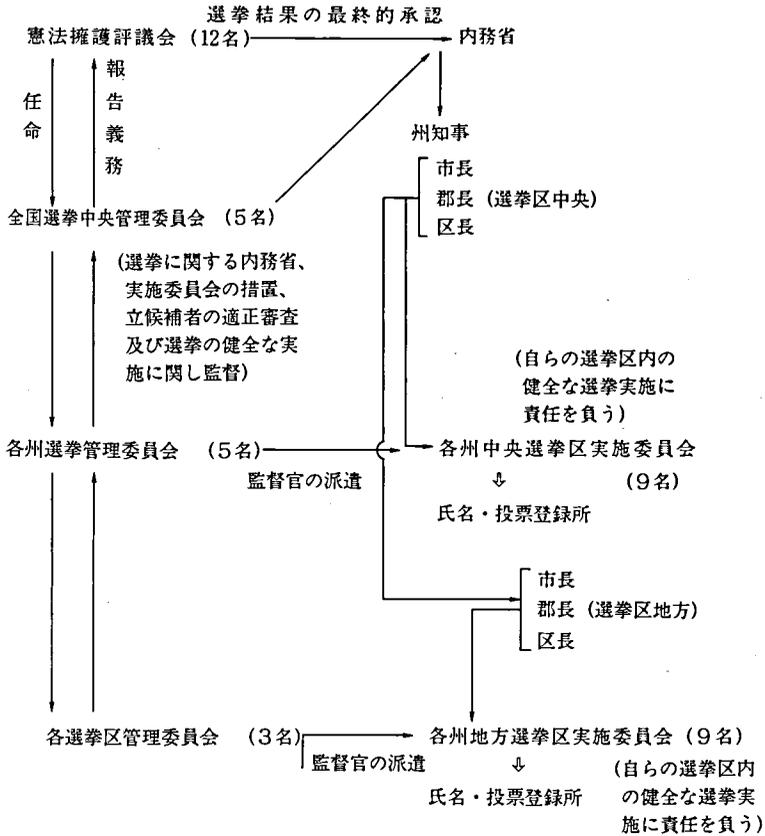
検事総長，更に「全国大学イスラム協会団結強化本部」といった学生組織をはじめとする「急進派」を内に含んだ「改革派」勢力の台頭を著しく強化し，逆に「保守派」の立場を弱める結果となったことは言うまでもない。そして，それは国会が可決した多くの法案をそれまで否決してきた憲法擁護評議会に対する批判の動きへと連動していく。これに対して，「保守派」の側では『レサーラト』紙を中心に反論を提起していった。例えばゴム神学校協会理事会メンバーのアヤトッラー・ラーステイー・カーシャーニー師は1月18日付け同紙上で「国会が可決した法律がイスラム的であるか否かの判断は統治権能を有する指導者（ホメイニー師）の特別の承認か憲法擁護評議会の承認次第である。同評議会を弱体化させ，又それに反対する雰囲気醸成する動きはイスラムとムスリム，そしてイスラム共和国への裏切りであり，又イスラム法実施のために革命前後を問わず自らの命を犠牲にした殉教者全ての血を踏みにじるものである」と激しい批判を展開している。又，アヤトッラー・ハズアリー師（憲法擁護評議会メンバー）は同24日，「評議会メンバーを封建主義者の支持者と呼ぶ者たちは良く考えた上で，議論すべきである。評議会メンバーの大半は60歳を越えているが，イマーム（ホメイニー師）から任命され，又は承認されたのである。そのメンバーは世間の財力に考えを働かしているのではなく，又資本家や封建主義者の支持者でもなく，それどころか評議会はイスラム法及び統治権能を有するイスラム法学者の判断に従い，自らの職務を遂行している。イスラム及びムスリムへの奉仕のためには，プラカードを掲げる等の大袈裟な活動は必要ない」と表明し，「改革派」からの批判に対抗した。

このように，ホメイニー師書簡はそれまでイラン内政において潜在していた「保守対立」を皮肉にも一挙に噴出させる契機となったが，しかしこの問題も翌2月に一応の決着を見る。6日，ハーメネイー大統領，アルデビーリー最高裁長官，ラフサンジャーニー国会議長，ムサヴィー首相及びアフマド・ホメイニー師（ホメイニー師子息で，同事務所職員）が連名で，国会と憲法擁護評議会が法案をめぐる意見の一致を見ない場合の解決策

に関してホメイニー師宛てに照会書簡を發出し、これを受けてホメイニー師が新たな議決機関の設置を指示したからである。それは「体制利益認定委員会 (MAJMA‘-E TASHK̄HIS-E MASLAḤAT-E NEZĀM)」と呼び得るものであり、基本的に憲法擁護評議会と国会間での意見の一致に達しない法案のうち、イスラム共和国体制護持にとって緊要であると判断されるものについて審議し、メンバーの過半数の支持をもって同法案の施行を決定する議決機関である。メンバーは憲法擁護評議会イスラム法学者6名(残り6名の一般法学者は除外)、ハーメネイー大統領、ラフサンジャーニー議長、アルデビーリー最高裁長官、タヴァツソリー師(ホメイニー師事務所代表)、ホエニハー検事総長、ムサヴィー首相、その他法案の関係閣僚から構成される。これは「保革対立」のこれ以上の險悪化を懸念したホメイニー師の苦肉の策とも考えられるが、しかしその問題は根本的に解決されたことにはならなかった。それは特に4月8日に実施された第3期国会議員(定員270名)総選挙でのテヘラン選挙区候補者(30名)選出に端を発した「保守派」系「テヘラン闘う宗教者協会」からの一部「改革派」の離脱と「テヘラン闘う宗教集団」の結成、更に憲法擁護評議会監督下にある選挙管理委員会と内務省系列の選挙実施委員会の一連の論争・対立にも顕著に現れることになる(図2参照)<sup>(20)</sup>。

さて、イラン国内情勢がかかる内部分裂の様相を深めるなかで、既述の国連を通じた停戦問題をめぐるモフタシャミー内相とハーメネイー大統領の意見対立もあからさまに国民の前に現れる。無論「保革対立」をそのまま停戦問題でのこの意見対立に移し代えることはできない。それは、何よりも「改革派」の指導権を掌握していたラフサンジャーニー議長をはじめとした「現実主義者」が国会総選挙の運営で更に政治力を増したモフタシャミー内相率いる「急進派」の主張するところと一線を画していたからである。例えば先のハーメネイー、モフタシャミー間の意見対立について、ラフサンジャーニー議長は6月17日の金曜礼拝説教で前者の立場への支持を表明し、又7月2日には国軍最高司令官代理としてインタビューに答え、

図2 イラン国会議員選挙実施・管理組織略図



「正常な生活を続ける一方で小規模攻勢により段階的に敵を後方に追いやる」方針を放棄し、「より多くの国力を戦争に投入する」という戦争方針に切り換える旨述べているが、その一方で戦争終結条件との関連で、イランの報道関係者に「戦争の非軍事的手段による終結の必要性を強調するように」要請している。戦況が悪化すればするほど、こうしたラフサンジャーニー議長と最終的勝利までの継戦に固執する「急進派」勢力との現状認識の溝は拡大し、同議長指導下の「改革派」主流が「保守派」の立場へと接近する結果となった。

7月18日、イラン政府はデクエヤル国連事務総長に書簡を送付し、突如として先の安保理決議598号の受諾を正式に伝達した。同決定に至る過程については、その後のラフサンジャーニー議長（兼国軍最高司令官代理）の発言から知るしかない。それによると2日前の16日、ハーメネイー大統領、アルデビーリー最高裁長官、そして同議長を含む要人からなる秘密会合が開催され、そこでイランをめぐる政治軍事情勢が総括され、その結果がホメイニー師に報告されたという。それを受けたホメイニー師の指示で17日、政府及び宗教界の要人を集めた首脳会議が開催され、そこで今次決定が下された。ラフサンジャーニー議長は受諾理由に関し「イスラムとウンマ（イスラム共同体）の要請に基づくものであり、決してイランの弱体性に基づくものではない。世界の大国による対イラク直接支援という新たな条件下で、イランは中立機関の設置を最初に実施すべきとの立場に固執することを止め、決議を条項の順序通り実施することとした」と述べている。<sup>(21)</sup>上記説明の「イスラムとウンマの要請」とは、即ちイラン・イスラム共和体制の存亡に他ならず、それが誰よりも継戦政策に固執していたホメイニー師をして停戦決議受諾へと向かわせしめたことに間違いなからう。

それまで一貫してサッダーム政権打倒までの継戦を主張し続けてきたホメイニー師がいつの時点から、かかる重大な政策実施を考慮し始めたかは知るよしもない。しかし、既述のラフサンジャーニー議長の国軍最高司令官代理任命は明らかに同議長の「現実主義的」な政治手腕に期待し、イラン軍再建の最後の望みを託したホメイニー師の決断であったと考えられる。しかし、その後の戦況は改善されることはなかった。更に、7月3日にはイラン航空エア・バス300（バンダル・アッパース発ドバイ行き）がペルシャ湾上空で米軍艦から発射された2発の艦対空ミサイルにより撃墜され、乗員を含む298名が死亡する事件も発生している。これは無論誤射であったとは言え、この事件に対する米国世論や国際機関の反応もイラン政府指導部を到底満足させるものではなかった。<sup>(22)</sup>そして4日、最高指導者後継者モンタゼリー師は政治、経済、文化、軍事の全ての面での対米闘争

の長期的行動計画作成をホメイニー師に要請するが、その回答書簡は「最早戦争の遂行に何らかの躊躇を示すことはイスラムと預言者モハンマドに対する反逆行為である。自らの生命を戦場に赴く兵士達に捧げる所存である」と述べたにとどまり、戦争継続の熱意こそあれ何等戦略的具体性に欠けたものであった。

ホメイニー師主導の継戦政策により拡大・深化したイランの窮状なるものは、最早その政策を進めるうえで手詰まり状態に陥ったイスラム革命政権の内部分裂をも引き起こしており、「急進派」を除く大勢が決議受諾へと傾斜した中で、ホメイニー師は自らの決断を迫られていた。7月20日、ホメイニー師は国民に宛てたメッセージにおいて、停戦受諾決定を「毒を飲むよりつらい」と表明していたが、それは「保革対立」を含めた「ジレンマ」に悩みぬいた政策決定者としての苦悩をもっとも明確に表現していると考えられる。

#### Ⅳ. 「戦後復興問題」とホメイニー師の指導性

8年に及ぶイ・イ紛争は漸く終結したが、その戦争被害は経済的には1986年末までだけで約4,000億ドル、その内石油関連施設が1,900億ドル（88年9月3日のザンジャーニー計画予算相発言）に達し、又人的には約133,000名のイラン人兵士が戦死している。又、96,000名の宗教関係者（神学校教師及び神学生）が戦場に派遣され、2,150名が戦死、負傷者が7,547名であったこともラフサンジャーニー国会議長から発表されている。<sup>(23)</sup>イ・イ紛争はイランに少なくともかかる被害をもたらした戦争であり、イランの軍事的勝利で終わったのでないことも明らかであった。それ故、停戦決議598受諾直後からイラン政治はこの「敗戦責任」をめぐる問題から大きく揺れ動くことになる。

停戦決議の受諾は政府内でのハーメネイー大統領、ヴェラーヤティー外相率いる「保守派」に、戦況の圧倒的不利とこれ以上の継戦政策維持の不可能を認識したラフサンジャーニー国会議長影響下にある「改革派」主流

が合流し、その上でホメイニー師の最終的判断により決定されたものである。しかし、モフタシャミー内相、ムサヴィー首相ら「急進派」勢力がこれに強く反発していたことは言うまでもない。それは7月19日付け英字新聞『ケイハーン・インターナショナル』紙上の論説「Why Now?」にも認められるところであり、又国会ではテヘラン選挙区選出ナジャフゴリー・ハビービー議員の発言にも共通している。同議員は「イラン国民はホメイニー師からの決定に無条件に従うものである」と前置きしたうえで、「しかし、イランをかかえる事態に至らしめた政府、行政機関、軍関係者の敗戦責任を明らかにすべきである。決して敗戦の責任が国民になすりつけられるようなことがあってはならない」と厳しくこの問題を追求した。こうした動きに対して、20日、ホメイニー師はメッセージの中で「現在をかかえる情勢がもたらされた原因を追求すべき時期ではなく」、共に団結してこの苦境に耐えるように訴えている。それは無論、ホメイニー師が「敗戦」責任をめぐる、政府内に反目の根が更に拡大する危険を強く認識していたからに他ならない。又、翌21日の国会では、ラフサンジャーニー議長が「今次決定が国際的にも国内的にも最終的宣言」であるとして、停戦が戦略的なものではないことを再度確認すると共に、これにより「イランを好戦国、イラクを平和愛好国として吹聴することはもはや出来ない」、「域内の安全確保を口実に進出してきた米ソ等外国勢力の軍事プレゼンスもその根拠を失う」と、停戦決議受諾の持つ積極的意義を説明した。8月2日、モンタゼリー師の呼び掛けでホメイニー師に再度「忠誠を誓う (BEI 'AT)」デモ集会が開催され、又日を同じくしてハーメネイー大統領は「兵役忌避者を厳しく追及する」と発言し、その後言わば「兵役忌避者狩り」が実施される<sup>(24)</sup>。こうした一連の動きも停戦受諾により傷ついたホメイニー師の権威の回復と「敗戦」責任の追及をかわそうとするものとしてとらえられよう。しかし、イラン革命政権の内部分裂的な様相はその後、「戦後復興問題」で更に拡大していく。

8月20日にイーラーム州を視察訪問したムサヴィー首相の以下の発言は

その内部分裂拡大の口火を切った格好となった。「大国はイランが外国企業及び外国資本家に門戸を開くと考えているようだが、我々は東西不偏の革命理念に基づき、外国の資本家が参入し、我が国の経済をコントロールするような事態を決して許さない。今日、イラン国民は全ての分野で復興能力を有している。外国人を憎悪するイラン国民はかかる外国人の存在を決して許さないであろう。昨日までイラクを支援していた者がイランの経済復興に協力を申し出ているのである」。この発言に対して、同27日の金曜礼拝でハーメネイー大統領はかかる考え方は「それなりに誠実ではあるが、未熟かつ子供じみた考え方である」と一括し、「我々は友好国の技術・経験を復興に利用することに何らの問題もない。現に今も石油化学、パイプ・ライン、製鉄、発電所、港湾設備等の建設に外国人技術者が従事している」と述べ、ムサヴィー首相の見解に真っ向から対抗した。

こうした政府指導部の足並みの乱れに直面したホメイニー師は30日、ハーメネイー大統領、ムサヴィー首相他、政府関係者と会見し、未だ「サッダーム政権及び諸大国との戦争が継続中である」との認識を明らかにした後に、国の三権の長及び首相からなる「戦後復興特別評議会」の監督下での国民の積極的な復興事業参加という方針を打ち出した。その演説で重要な点はひとつには、ホメイニー師が政府の監督を認めながらも、民間主導型の復興方針を述べたことであり、それは87年末の政府権限強化の方針とは明らかに異なった戦後の新たな状況を反映していた。更に重要な点は、同会見で復興計画への諸外国参加問題が明確にホメイニー師より打ち出されずに終わったことであった。ホメイニー師としては、その問題が今後組織化される「戦後復興特別評議会」による十分な協議で解決されるものとして、自ら判断を下さなかったと考えられる。しかし、それは事態を「楽観視」したものであったと言えるかもしれない。ムサヴィー首相及びモフタシャミー内相はその後「いかなる種類の外国との関係も拒否する」、「復興のために外国を引きこむ行為はイラン・イスラム国民は決して許さないであろう」と、強硬な立場を一層鮮明にした。<sup>(25)</sup> 9月4日、ハーメネイー大

統領はかかる「路線闘争はイランの体制に危機的な打撃を加えるものであり、ホメイニー師の路線に従い、反目の口実を排除しなければならない」旨発言し、裁定を最終的にホメイニー師に委ねる意向を明らかにしている。

しかし、ホメイニー師の裁定を待たずに、その翌5日ムサヴィー首相はハーメネイー大統領に書簡を送付し、突然辞意を表明した。その理由はエネルギー相、商業相及び建設聖戦相が同11日に予定される国会の内閣信任審議を前に未だ確定しておらず、その上更にザンジャーニー計画予算相が辞意を表明し、かかる事態が国の利益に好ましくないと説明されたが、明らかに戦後復興問題でのハーメネイー大統領との確執に端を発していた。そして、この辞意表明は事前にホメイニー師の了解を得ずに行われたところから、同師の逆鱗に触れるものであった。6日、ホメイニー師は書簡を發出し、冒頭で次のように述べている。「ムサヴィー首相の辞意表明は全くの驚きであった。辞意を固めていたのであれば、少なくとも自分又は首脳に知らせるべきであった。イラン国民がイスラム体制の護持の為に自らの子弟を犠牲にしている現在、辞任や不満を述べ立てる時期ではない」。そのうえで、ホメイニー師はムサヴィー首相に続投を命じると共に、87年7月に政府に委譲された「ターズイーラート」権を政府から既述の「体制利益認定委員会」に帰属するものと併せて命じた。後者の措置はもちろん政府権限が縮小されたことを意味する。7日、ムサヴィー首相は「警告や叱責であれ、ホメイニー師からの指示であれば、これを天啓として遂行することが義務である」と述べ、辞意を撤回した。10日付けペルシア語新聞に掲載された『ミドル・イースト・エコノミック・ダイジェスト』紙とのインタビューでのムサヴィー首相発言は外国企業参入に関して徹底して反対という従来の強硬な立場をかなりトーン・ダウンさせたものとなっている。<sup>(26)</sup>

9月11日及び12日に国会によるムサヴィー内閣閣僚審議が開催されている。<sup>(27)</sup>そこでは、ムサヴィー首相（同年7月1日に国会により217票中、204票を獲得して信任済み）から紹介された閣僚21名に関して、計20名の議員

が信任（11名）、或いは不信任（9名）の意見表明を行い、その後不信任として批判された13名の閣僚候補が答弁を行うかたちをとり、ラフィーグ・ドゥースト革命ガード相、ザーリー農相、アクラミー教育相各候補が過半数を獲得できずに不信任となった。この3名の候補はそれぞれに84年の就任後の「職務怠慢」、「指導力の欠如」がイ・イ紛争との関連で問題視されたものである。例えば、同革命ガード相の場合は、諸外国からの武器軍事物資の購入の失敗、ずさんな軍需物資保管、軍事予算の無計画的浪費が特に批判の対象とされている。この他に注目すべきことは、上記3名に劣らぬほど批判されたモフタシャミー内相が信任133票、不信任106票で辛うじて信任されたことである。その批判はイ・イ紛争との関連ではなく、まさに「政府の中の政府」を結成していたと言われるほどの同内相の越権行為（外交政策及び情報省管轄問題への）に集中していた点で異質であった。又、戦後復興に関して、「我が国の開発に外国の知識を活用しなければならないなどと言うものは怠情な者か、外国の手先である」とした同内相の発言（9月4日）はハーメネイー大統領を罵倒したものとしても追及された。

それにもかかわらず、モフタシャミー内相が信任されたのは一つに第3期国会内での「急進派」議員数の増大が関係していよう。この段階で確定していた議員数256名中、再選された議員がわずかに101名であり、その他新人議員が占めており、それぞれの政治傾向は未だ不明な点が多い。しかし、基本的に「保守派」傾向の強いウラマー（宗教学者）出身議員が第2期国会での147名から71名に激減し、対照的に大卒・高卒出身議員が倍増（82名から161名）している点は、「急進派」議員数の拡大との関連で注目すべきであろう。<sup>(28)</sup>それは国会でも批判されたが、同内相による郡長から知事まで及ぶ約300名の更迭人事の実施と特定候補者のための宣伝部隊の派遣という選挙準備、そしてミサイル都市攻撃により多くの有権者が地方に避難する状況下での「急進派」による組織選挙の実施と無関係ではないと考えられる。更に、ホメイニー師書簡がモフタシャミー内相の信任に決定

的に有利に作用した。それは国会で非難された「越権行為」の対象がモフタシャミー内相ではないと明言すると共に、逆にイスラム及び国家への過去の貢献から同内相を擁護したものであり、同じく「急進派」のサルハデー・ザーデ労働社会相によって自らの答弁の最後に読み上げられた。これとの関連で、9月15日、ナーテグ・ヌーリー議員（テヘラン選出議員、前内相、「保守派」）はホメイニー師に書簡を送付し、一部の議員が同内相へ不信任票を投じた106名を最高指導者の見解に反すると批判している点について、同師の意見を求めている。これに関して、ホメイニー師は「如何なる者であれ、信任・不信任を議員に強制できるものではない」と回答した。<sup>(29)</sup>ともあれ、以上の理由から不信任を免れたモフタシャミー内相とは対照的に、ヴェラーヤティー外相は238票中、225票（不信任票8、白票5）を獲得して信任されている。それは無論、停戦決議受諾に至る過程での同外相の外交努力が評価されたからであるが、「急進派」指導者がホメイニー師の支持により政府内に地歩を漸く維持できた事態と比較し、戦後イランの政局が「保守派」優位に展開することを象徴的に示していた。

10月3日、ホメイニー師はムサヴィー首相からの書簡に答えるかたちで、戦後復興への諸外国の技術・資本参加問題に自らの見解を表明している。そのムサヴィー書簡は「戦後復興特別評議会」の権限範囲を明確化することを要請したものであったが、ホメイニー師はそれに対する回答書簡の中で、「復興を代償とした東西いずれかの陣営への従属」の危険性を警告し、「自分の生きている限り、本来の路線より逸脱することは許されない」としたうえで、各種専門家及び関係機関との協議の後、「戦後復興特別評議会」の議決で復興基本政策が最終的に決定されると表明した。更に、殉教者・戦争捕虜遺族への経済、社会、文化的特典の優先、軍需産業の強化、農業部門の自給自足の達成、石油に代わる輸出産業の振興、学術研究機関の充実なども復興に向けて政府指導者の留意すべき点として、その書簡で指摘されている。このような諸点は戦後イランの当面する課題を明確にしており、それなりに極めて重要な指摘であることは言うまでもない。しか

し、問題は一見強い調子のその書簡で、「諸外国への従属」、「東西不偏の原則からの逸脱」の危険は強調されているものの、諸外国からの技術・資本導入に基づいた戦後復興は明確に否定されておらず、それ故に復興に当たっての原則論で終始している。

こうした「戦後復興問題」に限らず、先鋭化するイラン指導部内の意見対立に対するホメイニー師の最高指導者としての基本的立場を検討するには、10月21日付けアンサーリー師（ホメイニー師事務所職員）からの書簡と11月1日付けホメイニー師の回答書簡は興味深い<sup>30)</sup>。前者の書簡の論点は、「イスラムの防衛、被抑圧者支援、東西大国との闘争等の点で同一の立場をとりながらも」、その他政治的・思想的見解の相違から対立を先鋭化させつつある二つのグループの存在を指摘し、これに対してホメイニー師はそれまで「一方への支持を強調した後は、必ず他方への支持も強調する」という方策を採用してきたが、かかる対立が進めば、国の混乱の可能性は拡大することは否定できない。それ故、ホメイニー師の指導を要請すると言うものである。これを受けたホメイニー師の回答は以下のように要約することができよう。第一に、意見対立の存在自体は何ら神の道に背くものでなく、又イスラム社会において常にエージェテハード（イスラム法解釈）の門は開放されているべきであるが故に、これに伴う議論や見解の相違は必然的である。第二に、しかも議論を戦わせている諸グループは国の原理原則に関わる問題についてはほとんど同一見解を有しており、彼等は結局のところその方法論で意見の相違を有しているに過ぎず、よって体制の基盤に打撃を与えるものではなく、自分（ホメイニー師）の支持を得ている。第三に、しかし政府指導者は「イラン国民の敵」である米ソへの警戒を怠らず、「東西不偏」の原則から逸脱しないように心掛けると共に、自己関心の情を最大限に抑制しなければならず、これを怠れば最初に自身が傷つき、体制基盤にも打撃を与えよう。

以上要約したアンサーリー照会書簡及びホメイニー回答書簡は、小論のはじめに指摘した最高指導者ホメイニー師の「調停者」、或いは「バラ

ス・メーカー」として役割を如実に示しており、同師の指導性を見るうえで極めて重要であろう。それによれば、ホメイニー師は現状でのイラン政権内部での議論、見解の相違、或いは意見対立といったものを肯定的に解釈し、意見を異にする諸勢力の存在をイスラム共和体制に寄与するものとして積極的に許容している。無論、その許容範囲は「国の原理原則」、言い換えればホメイニー師を「ヴァリーイェ・ファギー（イスラム法学者の統治者）」としたイスラム共和体制にあり、それに基礎を置く意見対立である限り、又対立する勢力なり個人を自己の利益追求のために排除しようとするものでない限り、体制に何ら打撃となるものではないとされる。こうした考え方にに基づきホメイニー師はそれまで武力、或いはイデオロギーとに関係なく「革命輸出」という言葉に象徴される国家を越えた「イスラム革命」の拡大・発展という理念と、イラン・イスラム共和体制の存続という現実の双方を同時並行的に視野に入れ、決断を下してきた。先述した停戦決議598の受諾は後者が危機的状況に陥ったが故の決定であり、その意味で前者の理念を追求するあまり、イランの当時直面していた現実を軽視した「急進派」の継戦政策が退けられたと考えられる。しかし、「急進派」がホメイニー師の「革命性」を追求するのであるならば、体制からの「急進派」の徹底的排除は同師の唱える「超国家的イスラム革命」、「大国との闘争」という革命的イデオロギーの放棄に帰結しよう。しかし、他方「革命性」が希薄であろうとも、シャリーアを価値判断の基準に据え、宗教社会的、財政的に影響力の強い「保守派」の立場に配慮を加えないことはイスラム共和体制の存続・発展を逸し、イスラムの「革命的センター」の分裂に結果する可能性すら否定できない。つまり、イスラム革命理念の実現とイスラム共和国の直面する現実との相剋こそが最高指導者としてのホメイニー師の「ジレンマ」の核心にあったともいえるのであり、それ故に同師は国事運営上の具体的問題については原則論に終始する方策を敢えて選択していたとも考えられるのである。

こうしたホメイニー師の指導性が故に、しかし戦後復興への諸外国の協

力・参加問題に関して、その後も政府指導者間での意見対立は続く。10月7日、ハーメネイー大統領は金曜礼拝で、「復興を速やかに達成するために、国内的能力に不足がある場合には外国の人的・財政的能力を得ることも、三権の長及び首相で構成される復興評議会では意見の一致を見ている。(中略)それは決して自給自足の原則と矛盾するものではない」と表明し、従来の立場を決して崩していない。又、しばらくこの問題に沈黙していたムサヴィー首相は外国借款の利用が「必要範囲内で」、又「経済効率を明らかにした計画との関連で」実施されようと表明している。しかし、モフタシャミー内相はこうした見解に真っ向から反対し、12月3日に次のように述べている。「西側からの借款を受け入れることに胸を躍らせている者に対して、それら西側諸国の対イラン借款供与が別の畏であることを想起すべきである。戦後、何故欧米諸国の企業が我々のシンパになり、復興のために列を成すのか。彼らは単に自らの利益を追求しているに過ぎない。イマームと国民に駆逐された彼らは再度イランに舞い戻ろうとしているのである。この極めて重大な状況下で、国の復興は革命の条件との関連で調査されるべきである。(中略)西側との経済・政治・文化関係は復興においても切り離されねばならない」と<sup>(31)</sup>。

ホメイニー師の最高指導者としての上記のような立場に変更が加えられない以上、国内対立を伴う戦後復興政策は容易に具体化され、実施されるものではなかった。そして、その政策の実施のためにはいずれか一方の勢力の政権内部からの基本的排除というかたちをとらざるを得ず、それが後に成立するポスト・ホメイニー体制の性格を規定するものであり、戦後復興はその後継体制が担う重大な課題でもあった。

## V. ポスト・ホメイニー体制の成立—結びにかえて

89年6月3日、ホメイニー師は心臓発作により86歳の生涯を終えた。それまで、ホメイニー師の健康問題については外国のマス・メディアを通じて報道されてきたところでもあり、遂にその日が訪れたという感が強かつ

たのは多くのイラン研究者間に共通していたところでもあろう。実際、それは或る意味で、ポスト・ホメイニー体制を勘案したとも考えられる一連の政策が同師によって決定・採用されてきたこととも無関係ではないと思われる。そこには、小論で検討した88年7月の停戦決議598号の受諾を含め、9月8日に発出された書簡で決定されたホメイニー師の教令・書簡集編集責任者としての息子アフマド・ホメイニー師の任命<sup>(32)</sup>、89年1月4日にゴルバチョフ・ソ連共産党書記長に手交された書簡の発出<sup>(33)</sup>、2月14日の『悪魔の詩(The Satanic Verse)』の著者・出版者への死刑宣告<sup>(34)</sup>、更に3月28日の最高指導者後継者ホセイン・アリー・モンタゼリー師「辞任」承諾といったものが挙げられるかもしれない。例えば、ゴルバチョフ書記長宛て書簡はホメイニー師の死後の6月20日からのラフサンジャーニー国会議長のソ連訪問と同23日の「イラン・ソ連共同宣言」へと発展するものであり、又所謂『悪魔の詩』事件でのホメイニー師の頑迷な姿勢は後継体制による済し崩しの現実への妥協、「革命性」の放棄への牽制とも考えられる。以上のホメイニー師の政策は無論、それぞれに性格を異にしながらも、後継体制づくりへの「布石」、或いは「配慮」という点で共通した重要な意味を持つと思われる。

その中でも後継者問題はポスト・ホメイニー体制の方向性を決定的に左右するものであるだけに重大であり、ここで若干検討を必要としよう。モンタゼリー師の最高指導者後継者解任の直接的理由はアフマド・ホメイニー師から発表された書簡によれば、次の3点にあるとされる。即ち、86年秋に殺人及び反国家活動で逮捕され、その後87年9月28日処刑されたモンタゼリー師事務所職員で娘婿のメフディー・ハーシェミー氏への支持、バーザルガーン元暫定政権首相率いる「イラン自由運動 (NEHZAT-E AZADI-YE IRAN)」など「リベラル派」との同師の友好的関係、そして停戦後の88年秋の反体制ゲリラ勢力「モジャーヘディーネ・ハルク」関係者への人権侵害と処刑に対する公然たる批判<sup>(35)</sup>である。これとの関連で、2月11日(イスラム革命記念日)に殉教者遺族、革命ガード、パスイージ、そ

の他軍関係者を前にしたモンタゼリー師発言、それに続く同23日のホメイニー師メッセージは両者間の決定的な意見の相違を最も鮮明にしているの  
で、ここで指摘しておこう。そのモンタゼリー師発言の基調は革命10周年  
を迎えた今こそ、誤ったスローガンの多用による世界からの孤立化、革命  
当初の団結と犠牲的精神の喪失、頑迷な戦争の継続による人的被害と敗北  
など、過去の過ちと怠慢を認め、革命初期にあった人々と共に協力し、そ  
れらを将来のために是正していかなければならないという点にあったと言え  
よう。それに対して、ホメイニー師は「ここで殉教者の父母、兄弟姉妹、妻  
子に最近の誤った分析に関して正式に謝罪しなければならない」としたう  
えで、イ・イ紛争の勝利とその成果に満足を表明し、又スローガンの唱道  
によりその目的の大部分は成功したのであり、革命に参加した多くのグ  
ループやリベラル派を信用したことで逆に政権は未だに打撃を受けている  
と論じている。そして、最後に「自分がいる限り、政府をリベラル派の手  
に委ねさせない。イスラムの逸脱者がこの無防備の国民を消滅させること  
を許さない。自分がいる限り、東西不偏の原則からの逸脱を許さない。全  
ての分野での米ソの援助を阻止する」とさえ宣言する<sup>(36)</sup>。このように、1963  
年以来育くまれた両者の子弟関係の決裂は決定的となる。3月28日のホメ  
イニー師からモンタゼリー師に宛てた書簡に示されているように、その更  
迭は「イスラム共和国体制の指導が困難かつ重大な職務であり、それを耐  
え忍ぶことはモンタゼリー師の力量を越えるもの」と判断されたからであ  
り、ホメイニー師は少なくともこの時期には自らの死とその後の後継体制  
成立を現実に差し迫ったものとして見据えていたと考えられる。

ホメイニー師の死去の翌日（6月4日）、専門家会議が開催され、まず  
憲法第107条に従い1名の最高指導者か、或いは3名か5名の「マラージェ  
エ（マルジャエ・タグリードの複数）」から構成される最高指導評議会の  
創設かが検討され、これについて前者の方針が決定された。そのうえでハー  
メネイー大統領が74票中60票を獲得して最高指導者に選出されたのであ  
る。又、この選出についてはホメイニー師も生前ハーメネイー大統領を「指

導者としての能力を有している」と評価していた旨、アフマド・ホメイニー師、ラフサンジャーニー国会議長及び専門家会議メンバーのアヤトッラー・ハズアリー師から明らかにされている。<sup>(37)</sup>それはともかく、問題は憲法第5条及び第107条で規定されているように、後継者は「国民の絶対多数によってマルジャエ・タグリード及び国家指導者として認められ、受け入れられる」者であり、その意味でハーメネイー大統領の宗教的権威が圧倒的に不足していることは明らかであった。それ故、ハーメネイー大統領の宗教学者としての称号が最高指導者就任と同時に、「ホジャトル・イスラーム・ヴァールモスレミーン」から「アヤトッラー」に格上げされている。又、それまで無名に近い存在であった大アヤトッラー・モハンマド・アラキー師（在ゴム）が6月13日、「マルジャエ・タグリード」として擁立されている。<sup>(38)</sup>これに伴い、数日後に組織化された憲法改正起草委員会は最高指導者に関わる憲法の諸条文を改正する作業にも着手している。7月28日の大統領選挙と同時に実施された国民投票で承認を受けた改正条文中、従来の最高指導者の「マルジャエ・タグリード」の資格が基本的に削除され、代わりに「宗教的・政治的理解力が優れている者を優先する」（第109条）旨が明記されることとなった。<sup>(39)</sup>

この憲法改正起草委員会は同時に、第2節「首相及び閣僚」に関する条項にも修正を加えている。そこでは首相職が廃止され、大統領の直屬下に閣僚を据えた他（第133、134条）、複数の副大統領の任命（第130、131条）も新たに条文に加えられている。このように、首相の職務権限が大統領に委譲され、行政権の集中が図られた後、大統領選挙が実施され、大方の予想通りラフサンジャーニー国会議長が得票率94.5%（得票総数15,537,394）で大統領に就任した。ラフサンジャーニー新大統領は早速組閣を準備し、8月29日に開催された国会で22名の閣僚候補が信任投票に臨み、全員が過半数を獲得して信任されている。この信任投票に先立ち、ラフサンジャーニー大統領は同国会で「組閣が戦後復興を考えたいうえでの実務能力を最優先したものである」と述べると共に、「議員個々の判断以外による」投票

を戒め、「もし不信任者が出た場合には国は困難に直面することになろう」と演説している。又、(パフラヴィー) シャー体制期における「投獄歴が少ない」ことを理由とした一部議員による閣僚批判に対しても、「投獄回数だけでその資格が決められるものでない」と反論している<sup>(40)</sup>。ともあれ、ホメイニー師死後の後継体制は現状に照らした大幅な憲法改正と内閣人事の刷新の後、ハーメネイー最高指導者とラフサンジャーニー大統領の「二頭体制」というかたちでスタートを切ったのである。

予想された政治的混乱はなかったが、この後継体制は多くの問題を抱えている。それは第一に先述したハーメネイー最高指導者の宗教的権威の不足である。確かに、憲法の規定はハーメネイー師に合わせて修正されたが、そこにはアラーキー師の急遽擁立に認められるように、あくまでホメイニー師の意向をこの後継体制に残そうとする政治的・宗教的動きが働いていることは間違いなからう。例えば、アラーキー師は6月13日、ゴム神学校の神学者及び神学生からの質問に答え、ホメイニー師の教令に今後も従っていくことが合法との判断を下す書簡を發出している。これは「マルジャエ・タグリード」が死亡した場合には、その時点でその資格を失うという従来のシーア派の考え方から見れば明らかに異例の措置であり、その意味で重大でもあった。こうした動きは一方でハーメネイー最高指導者を支援する「保守派」の牙城であるゴム神学校教師協会理事会による大アヤトッラー・モハンマド・レザー・ゴルバーエガーニー師の「マルジャエ・タグリード」としての擁立という対抗措置を引き出してはいる<sup>(41)</sup>。しかし、改正された憲法第111条には「最高指導者が法的義務を果たしえない場合、或いは憲法第5条、第109条に規定される条件を欠くに至った場合、又は最高指導者が当初よりこれらの条件を満たしていないことが明らかになった場合、最高指導者はその地位から解任される」と明記されており、ハーメネイー最高指導者がホメイニー師の路線から逸脱して無制限にその権限を行使できない制約が課せられていることは注目する必要がある。

こうしたハーメネイー師を最高指導者とする体制において、実務面での

最高責任者は言うまでもなくラフサンジャーニー大統領である。同大統領の率いる新内閣は、大統領の影響下にある「実務派」、「現実主義者」（「旧改革派」）、そして「保守派」で基本的に固められ、「急進派」が排除されている点を特徴している。それは無論、「急進派」の反発するところであり、例えば9月27日の国会でモハンマド・サーデグ・ハルハーリー議員（ゴム選出）は「ある者を派閥に属するとの理由で非難するのは正しくない。国民はムサヴィー前首相、ホエニハー前検事総長、ナバヴィー前重工業相、モフタシャミー前内相、サルハディー・ザーデ前労働社会相を支持しており、次の選挙では一票を投じるであろう。我々は国会が一部の者によって牛耳られるのを許さない」と述べている。又、アスガル・ザーデ議員（テヘラン選出）は同国会で「対サウディ関係再開などを論じる者がいるが、対外政策の決定にあたっては国民の利益、即ち革命の原則の維持を念頭に置くべきである。（中略）残念ながら外務省の見解は外国文献の影響を受けているためか、革命の価値に立脚しているものでなく、国民の利益に反している」と表明し、「保守派」と「旧改革派」合同による後継体制とその政策への批判を決して緩めていない。<sup>(42)</sup> 9月24日付け『テヘラン・タイムズ』（英字）紙は12月15日に予定されている国会中間補欠選挙での立候補者としてナバヴィー前重工業相を除く上記「急進派」メンバーの他、アフマド・ホメイニー師とザフラー・モスタファヴィー（ホメイニー師の娘）及びラーリジャーニー前外務次官が立候補するとの観測記事を掲載しているが、「急進派」としては後継体制の戦後復興政策、外交政策をはじめとする政策・動向に監視の目を光らせつつ、かかる選挙を通じて発言力を増大する機会を大いに利用していくことになる。

以上のような構造的難問に加えて、ポスト・ホメイニー体制は第一に「戦後復興問題」への取り組みを迫られている。9月1日の金曜礼拝で、ラフサンジャーニー大統領は基幹産業とインフラストラクチャーの整備に重点を置いた「経済・文化総合5ヶ年計画」に関して述べ、投資環境を整えたうえで全ての分野における国民の参加を広く呼びかけると同時に、「急

進派」からの批判の対象に設定される復興計画への西側諸国参入問題を否定的に表明している。しかし、10月23日の内外記者団とのインタビューでは、同大統領はこの5ヶ年計画での「外国投資」を150億ドルから200億ドル期待していると述べ、その導入方式を明確にしていけないが、限定的な「外国参入」を認めていることも確かである。又、国内的には戦時下で採用されたクーポン制による国民への生活基本物資の安価供給は政府予算上重大な財政的負担となっており、そのためにクーポン制の部分的廃止や輸入に依存しない国内生産性の向上といった方策も検討されよう。<sup>(43)</sup>無論、前者の政策は広く「モスタザファーン（被抑圧者）」と言われる下層階級の生活を直接脅かすものであり、「急進派」の批判に曝されることは間違いない。又、後者の農業の生産性や工場の稼働率の引き上げによっても、人口成長率3.2%を越える人口増加に対応することは難しく、輸入への依存拡大は否めない。<sup>(44)</sup>それによりイランの対外関係が影響を受けることも必至であろう。

以上のような状況を概観しただけでも、ポスト・ホメイニー体制の直面する課題は深刻である。その他更に米大使館占拠事件以来外交関係を断行している米国は言うに及ばず、『悪魔の詩』事件で悪化した西欧諸国との外交問題、対サウデイ関係、更にシャットル・アラブ川浚渫や1975年アルジェ協定に関する認識の相違から何ら成果のないまま回を重ねるジュネーブでの対イラク和平交渉なども、今後とも「急進派」の発言力を拡大するという意味でイラン内政にインパクトを与える要因となろう。その際、その政治力が未知数であるホメイニー師子息アフマド師の動向が特に注目される。又、現状では共同歩調を有するハーメネイー最高指導者とラフサンジャーニー大統領もかつて IRP（87年6月以来活動停止）を二分した確執の噂もあり、この「二頭体制」も決して揺るぎないものとはいえない。

ポスト・ホメイニー体制は既述如く、ホメイニー師が提起し、強化した「ヴェラーヤテ・ファギー」体制に修正を加えて成立したが、そこでは国家を越えたイスラム革命の理念よりもイスラム共和国体制の存続という、

より現実的課題こそが優先される結果となっている。短期的には無論、その後継体制はホメイニー師の「意向」を大いに活用しつつ、より現状を重視した諸政策を展開していくであろう。しかし、その際に「急進派」が唱道する革命理念にも大きく制約されることは間違いない。そして、ハーメネイー最高指導者とラフサンジャーニー大統領は共に、かつてホメイニー師が直面した「ジレンマ」との対決を否応なく迫られることになるだろう。

〔註〕

- (1) イラン革命及びその後の革命政権の動向に関しては以下参照；Shaul Bakhash, *The Reign of Ayatllahs*, New York, 1986; Cheryl Benard & Zalmay Khallzad, *"The Government of God" Iran's Islamic Republic*, New York, 1984; Hooshang Amirahmadi & Mnanoucher Parvin (ed), *Post-Revolutionary Iran*, Boulder & London, 1988.
- (2) ホメイニー師及び同師の「ヴェラーヤテ・ファギー」に関するものとして以下参照；Ruhollah al-Musavi al-Khomeini, *Islam and Revolution: Writings and Declarations* (Translated and Annotated by Hamid Algar), London, 1985; Gregory Rose, "Velayat-e Faqih and the Recovery of Islamic Identity in the Thought of Ayatollah Khomeini", in N. R. Keddie (ed), *Religion and Politics in Iran: Shi'ism from Quietism to Revolution*, New Haven and London, 1983, pp. 166-186; Said Amir Arjomand, "The State and Khomeini's Islamic Order", *Iranian Studies*, vol. XIII, Boston, 1980, pp. 147-164.
- (3) イラン革命政権の権力機構について分析したものとして以下参照；Shahrough Akhavi, "Clerical Politics in Iran since 1979", in N. R. Keddie & Eric Hooglund (ed.), *The Iranian Revolution and the Islamic Republic*, Syracuse University Press, 1986, pp. 57-73;
- (4) Akhavi, *op. cit.*, pp. 582; 尚、パフラヴィー独裁王政に関しては、拙稿「パフラヴィー王政の『脆弱性』なるものの構造分析—イラン革命の原因論に寄せて」（『日本中東学会年報』第2号、1987年）342-362頁参照。
- (5) 小論での各要人発言及び事実関係は、特に本文でことわらない限り、ペルシア語新聞『イスラム共和党機関紙 *Jomhūri-ye Eslāmi-ye Irān*』及び『ケイハーン *Keihān*』紙に基づき、引用箇所註記は省略する。
- (6) イ・イ紛争発生背景、その展開過程については以下参照；Tareq Y. Ismael, *Iran and Iraq: Roots of Conflict*, N. Y., 1982; Efraim Karsh (ed.), *The Iran-Iraq War: Impact and Implications*, Tel-Aviv, 1987; Sepehr Zabih, *The Iranian*

*Military in Revolution and War*, London & N. Y. 1988.

- (7) Zabih, *op. cit.* pp. 200.
- (8) *J. E. I.*, 1988/6/1.
- (9) 大規模動員令の内容はイ) 戦闘能力を有する者(男子)は全てバシージ事務所に出頭し、動員計画に基づき戦場に赴くべきである ロ) 戦闘能力に有しない者(女性、子供、老人等)は戦争遂行への財政的支援を行う ハ) 画家、書家は自らの作品で戦争支援を実施する ニ) 学者はその知識を戦争支援に活用する ホ) 軍・革命ガード司令官は攻勢のための準備を行う ヘ) 戦争を全ての政策に優先させ、全政府機関はこれに協力する ト) 宗教学者等による戦争支援活動の実施 チ) 革命ガードは全国のバシージ名簿を整理し、対象者の動員時期を明確化する リ) 革命ガードによるバシージの軍事訓練 ス) 司法機関による戦争協力
- (10) 又、ラフサンジャーニー議長は11月27日の金曜礼拝説教で、強制力を伴った国民動員は今後実施される旨、更にシャー政権期を含めて2年間の兵役終了後、30年を経過していない者は予備役として再度徴兵される旨述べている。
- (11) *J. E. I.*, 1987/6/27.
- (12) 1987年6月までの国連安保理の停戦決議及びイラン、イラク側の動きに関しては以下参照；山口勉「国連とイラン・イラク紛争」(中東調査会編『中東研究』1987年7月号、1-19頁。
- (13) 決議598全文については以下参照；『テヘラン・タイムズ *Tehran Times*』, 1987/9/20.
- (14) 特に、ヴァルフアジル第10作戦で占領したイラク領のハラブチュエへの化学爆弾投下により同地域住民及びイラク・クルドに5,000名以上の死者、4,000名以上の負傷者が出た旨、ヴェラーヤティー外相国連事務総長宛て書簡で記されている。
- (15) 同メッセージは子息アフマド師が第3期国会開会式にて代読したもので、全文内容は *J. E. I.*, 1988/5/30 参照。
- (16) イランの「武装勢力」には基本的に革命ガード軍(推定兵力25万)、正規軍(陸軍、海軍、空軍より構成され、推定兵力22万)、その他革命ガード軍の指揮下で軍事訓練を受け、戦線に配置されるバシージ(12才から72才までの志願兵、推定兵力50万)、内務省管轄下のジャンダールメリー(地方警備隊)、革命委員会、警察が含まれる。「武装勢力」については、Zabih 前掲書及び Hooshang Amirahmadi & Manoucer Parvin 前掲書所収の Nader Entessar, “The Military and Politics in the Islamic Republic”, pp. 56-74 を参照。
- (17) ペルシア語新聞『エッテラーアート *Ettelaat*』, 1988/2/21 参照。
- (18) *Iran Times*, Washington, 1987/6/26.
- (19) ペルシア語新聞『レサーラト *Resalat*』, 1987/11/7 参照。

(20) 「テヘラン闘う宗教者集団 Rouhāniyūn-e Mobārez-e Tehrān」の主要な設立メンバーはモハンマド・レザー・タヴァツソリー師（ホメイニー師事務所代表兼金曜礼拝導師中央評議会イマーム名代）、ホエニハー・検事総長、メフディー・キャルービー師（国会副議長、イスラム革命殉教者財団総裁、兼ホメイニー師救済委員会イマーム名代）、ハサン・サーネイー師（ホルダード月15日財団イマーム名代）、セイエド・モハンマド・ハーテミー師（イスラム指導相兼文化革命最高評議会委員）であり、これに対して「テヘラン闘う宗教者協会 Jāme'e-ye Rouhāniyat-e Mobārez-e Tehrān」の主要メンバーはマフダヴィー・キャニー師を事務局長に、ハーメネイー大統領、ラフサンジャーニー国会議長、アルデビリー最高裁長官、エマーミー・カーシャーニー師（テヘラン金曜礼拝臨時導師）から構成される。ラフサンジャーニー議長が「テヘラン闘う宗教者集団」に参加しなかったことがその後の同議長の動向との関連で注目される。又、第3期国会議員総選挙についての内務省と憲法擁護評議会の対立関係は図2に示されるように、選挙実施に責任を持つ前者とその公正な実施を監督する後者のそれぞれの役割関係により論争へと発展した。結局、ホメイニー師はアンサーリー師（ホメイニー師事務所職員）を選挙問題調査担当イマーム名代に任命し、両者の対立関係に介入している（88年5月10日付け『ケイハーン』紙参照）。因に、選挙権は16才以上の精神異常でないイラン国民に、被選挙権は満26才以上満75才未満で、イラン・イスラム共和国体制と憲法への忠誠、識字能力を有するイラン国民とされている。選挙実施関係等の詳細は憲法第62-99条、イスラム議会議員選挙法第1-89条、イスラム議会議員選挙に関する憲法擁護評議会監督法第1-9条参照。

(21) *J. E. I.*, 1988/7/19.

(22) 7月8日の金曜礼拝においてラフサンジャーニー国会議長はこの事件に関して次のように発言している。「イランは今次米国の蛮行に対して世界の世論が比較的妥当な反応を示したと考えている。しかし、惨事に遺憾の意を表明するのは最低限の反応であり、未だ十分とはいえない。（中略）又、米国世論調査では米国民の大半が今回の米艦長艦長の行為を正当なものと考えている由であるが、これが真実であれば米国民は良心を失っており、今後米国民がまともな者を大統領に選出することは期待できない」。 *J. E. I.*, 1988/7/9 参照。

(23) *J. E. I.*, 1988/9/4, 1988/9/22, 1988/9/25.

(24) 7月23日、モンタゼリー師はメッセージを發出し、その中で預言者モハンマドがアリーを後継者に使命したとのシーア派伝承により祝祭日とされる「ガディール・ホーム」祭（巡礼月18日）の8月2日を「ホメイニー師への忠誠を再度誓う」日に定めることを提案し、同日全国規模でデモ・集会が実施された。他方戦争忌避者問題に関して、ハーメネイー大統領は訪問先のアフワーズで、「未だ兵役義務を果たさぬ者がいるが、これはイスラム及び革命への情熱を欠く者であり、決

して容認できない」と述べ、これを受けて9日戦争情報本部は1959—68年生まれ  
の兵役義務不履行者に、9月9日までに兵役登録本部に出頭すべき旨、さもなく  
ば厳罰に処する旨発表している。

- (25) *J. E. I.*, 1989/9/4.
- (26) そこでのムサヴィー首相発言次の通り：「いかなる条件下であれイランの独立  
は弱められてはならないが、このことは決してイランが外国企業と協力しないとい  
うことではなく、国益のために諸外国の知識や科学技術を利用しよう。しかし、  
我々は完全な門戸開放政策を考えておらず、復興問題への外国の参入に関しては  
ケースバイケースで決定する。又、政府は外国銀行から借款を受ける意志はない  
が、かかる借款が外国の参加したプロジェクトに割り当てられる場合には決して  
これを拒否するものではない。これに関して政府としては財政的負担の限界を考  
慮し、1年乃至2年のクレジットが望ましいと考えている」。 *J. E. I.*, 1989/9/10  
参照。
- (27) 9月11, 12両日の国会では商業相, エネルギー相, 建設聖戦相を除く21名の閣  
僚候補に関して審議され, 同20日には前回不信任となった革命ガード相, 教育相,  
農業相及び上記3閣僚候補を含めた計6名が国会の信任審議を受け, そこではヘ  
ダーヤト・ザーデ商業相候補のみが不信任とされている。国会審議の詳細につい  
ては, 以下参照; *Keihān*, 1988/9/12-14, 及び 1988/9/21.
- (28) イラン革命後の第1期, 第2期国会議員のプロフィール等については以下参照;  
*Rawābeṭ-e 'Omūmī-ye Majles-e Shourā-ye Eslāmi, Negāreshi be Avvalīn  
Doure-ye Majles-e Shourā-ye Eslāmi, Tehrān, N. D.; Mo' areft-ye  
Namāyandegān-e Dovvomīn Doure-ye Majles-e Shourā-ye Eslāmi, Tehrān, 1364  
(1985).*
- (29) *Resālat.*, 1988/9/20.
- (30) *J. E. I.*, 1988/11/2.
- (31) *Keihān*, 1988/12/3.
- (32) *J. E. I.*, 1988/9/30.
- (33) 同書簡で, ホメイニー師は現下の世界・ソ連情勢を再検討しようとするゴルバ  
チョフ書記長の努力を評価しつつも, 「最早共産主義は世界の歴史上遺物と化し  
ており, 今後ソ連の宗教排除の政策の見直しとマルクス主義の思想的改変, 即  
ち神に基づく世界観であるイスラムを真剣に検討することを同書記長に要請して  
いる。その上で, ホメイニー師は「ソ連との対等な立場における善隣友好関係に  
敬意を払う」と表明している。これに対するゴルバチョフ書記長からの返書は2  
月26日にホメイニー師と会見したシュワルナゼ外相から手交され, そこでは「両  
国指導者間での親書の交換という事実自体が両国関係において特筆すべき現象で  
ある」としつつ, 核兵器の廃絶, 全民族の抑圧からの解放についてホメイニー師

と同一歩調をとるものであり、1979年イラン革命を「イラン国民の選択」として賞賛し、今後アフガニスタン内戦の解決に関してもイランと協力していきたい旨表明されている。それぞれの書簡内容については以下参照；*Keihan*, 1989/1/9, 1989/2/27.

- (34) 同教令内容以下の通り；「全世界の熱烈なムスリムに対して、イスラム、コーラン及び預言者に反対して創作、印刷、出版された書物『悪魔の詩』の著者、並びに同書の内容を予め知らされていた出版者が死刑に処せられることを通達する。熱烈なムスリムに対して、今後更にイスラムの神聖を冒瀆する者が現れないように、彼らを即刻処刑するように要請する。この過程で殺害された者は殉教者となろう。同著者の居所を承知しているが、死刑に処する力のない場合には、その罪を償わせるためにその居所を人々に知らしめるよう要請する」(*Keihan*, 1989/2/15参照)。これに関連して、ハーメネーイ大統領は2月17日の金曜礼拝で、「もし彼(著者サルマン・ラシュディ氏)が同書の執筆を後悔すれば、多分ムスリムは彼を許すであろう」と表明したが、19日にホメイニー師事務所はこれを100パーセント否定する声明を発出し、EC諸国の在イラン大使の引上げに続いて、3月7日には英国との外交関係断絶へと発展している。尚、『悪魔の詩』(Salman Rushdie, *The Satanic Verse*, Viking, 1988.)の内容等については、以下参照；四戸潤弥「『悪魔の詩』の著者が問われる罪とは？」(中東調査会編『中東研究』, 1989年4月号)；アリ・阿倍治夫「『悪魔の詩』とイスラム教の本質—泥まみれの宗教紛争」(『状況と主体』, 谷沢書房, 1989年5月号。)

(35) *Iran Times*, 1989/5/26.

(36) *J. E. I.*, 1989/2/25.

(37) *Keihān Havā*, 1989/6/14.

(38) 1987年8月26日付け『イスラム共和党機関紙』は、アラキー師がレバノンのヘズボラー(神の党)を含む宗教関係者、革命ガード関係者と共に、ホメイニー師に会見した旨報じ、そこで初めて大アヤトラーという称号をもって紹介している。しかし、その後アラキー師は新聞紙上に登場したことはない。ヒジュラ暦1312年(1894-95)アラーク生まれの同師の略歴及び発言等について、*Keihān*, 1989/6/14 参照

(39) 憲法修正条項全文については、*Keihan*, 1989/7/9 参照。

(40) ラフサンジャーニー大統領の同発言及び新内閣の顔ぶれについては、以下参照；*Keihān*, 1989/8/29-30.

(41) *Resālat*, 1989/6/18. この決定に関して、アーザリー・ゴミー師及びモハンマド・ヤズディー師(前国会副議長)は同紙とのインタビューに答えて、ホメイニー師のモガッレド(ホメイニー師をマルジャエ・タグリードとする信奉者)は今後、ゴルパーエガーニー師の信奉者として新たに生ずる諸問題につき同師の見解に従

うことが可能である旨表明している。

(42) *J. E. I.*, 1989/9/28.

(43) 9月29日の金曜礼拝で、ラフサンジャーニー大杭鎮は工場の稼働率が未だ30～40%であり、農業についても国内自給自足が難しい状況を説明している。詳細は以下参照；*J. E. I.*, 1989/9/30.

(44) 88年9月13日にマシュハドで開催された「人口及び開発セミナー」でイランの総人口（約4,900万）は現在の人口成長率（3.2%）から、西暦2022年には1億4,000万に達すると報告されている。*J. E. I.*, 1989/9/14.

*Imam Khomeini's "Dilemma": The End of  
Iran-Iraq War and Thereafter, 1987-89*

Shintaro YOSHIMURA

Utterly different from the Pahlavi dictatorship, Imam Khomeini can be characterized as a kind of leading mediator or balancer in the Iranian revolutionary regime. As a result he was inevitably faced with diverse dilemmas in his final decision-makings. From this aspect, this paper will analyze the process resulting in Iran's acceptance of UN resolution 598 in July 1988. And a political confrontation between "conservatives" and radicals" inside the regime will be explored in relation to the ceasefire and post-war restoration problems. The peculiarity of Imam Khomeini's leadership is also discussed in the paper. The post-Khomeini government led by the new supreme leader Khamenehi and President Rafsanjani, who have adopted more realistic policies since June 1989, may be willy-nilly confronted with such a dilemma between Islamic revolutionary ideals and status quo as Imam Khomeini was.